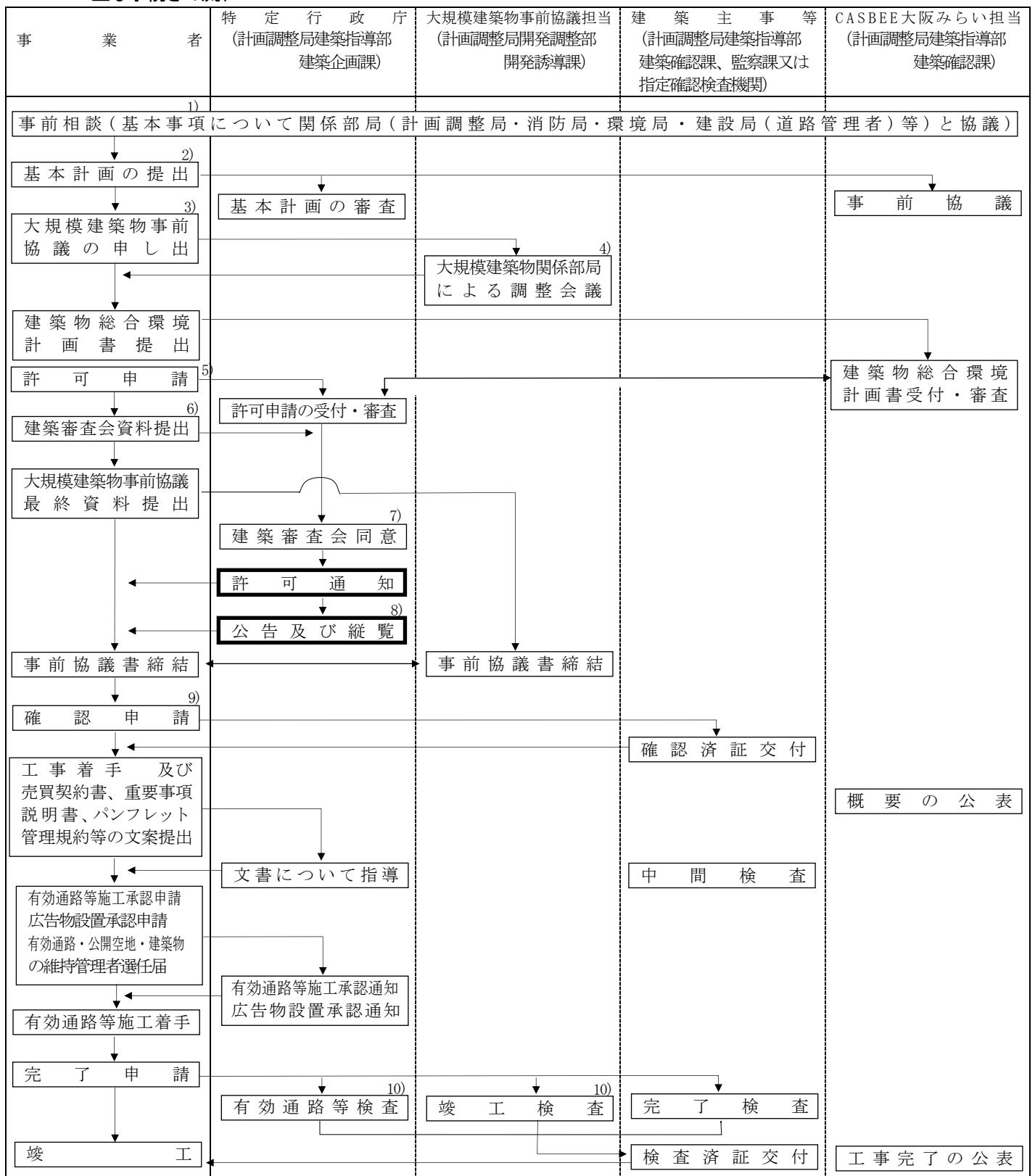


第7 手続き方法

1. 主な手続きの流れ



注1) 特に防災計画書の提出を必要とする場合は建築指導部建築確認課と事前調整を行うこと。

2) 「大規模建築物事前協議」対象計画の場合は事前協議申し出の前月第4火曜日まで、対象外の場合は建築審査会開催月の前々月の17日までに提出すること。

3) 通常毎月第2火曜日まで。 4) 通常毎月第4水曜日。

5) 建築審査会開催月の前月の17日まで。

6) 建築審査会の1週間前まで。

7) 通常毎月1回開催。ただし、変更される場合があります。

8) 許可通知後約2週間

9) 許可通知書の写しを添付すること。大規模建築物事前協議対象建築物は計画調整局開発調整部開発誘導課の下見が必要。

10) 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和制度担当及び大規模建築物事前協議制度担当の竣工検査については、完了検査申請とは別に直接各担当課に検査依頼をすること。

